

『儀式』 讓国儀の歴史的位置

西 本 昌 弘

はじめに

『儀式』巻五、讓国儀は平安初期の皇位継承儀礼のうち、讓位儀礼の次第を定めたもので、節劍・伝国璽などのレガリアを先帝から新帝に伝える次第が詳細に定められている。律令国家成立期の天皇は、中臣氏が天神寿詞を奏上したのち、忌部氏が奉上册する鏡劍を受納することで、皇位に就くことができた。こうした令制の践祚儀礼は、平安時代になると儀礼全般の唐風化に伴い、大きく改変されることになった。『儀式』讓国儀では中臣・忌部の奉仕は姿を消している。これは唐風に改定された讓位儀礼を定めたものであることがわかる。

ただし、『儀式』讓国儀の内容を詳しく分析すると、そこには平安初期に特有の皇位継承に関わる課題を解決するための手立てが書き込まれていることに気づく。これはこの讓位儀礼が制定された時代の歴史的背景を示唆するものであり、『儀式』讓国儀の成立時期を考えるための手がかりを与えてくれる。

本稿では、これまでの研究史を踏まえながら、『儀式』讓国儀の成立年代を探るとともに、そこに記された節劍・伝国璽の内実について検討したい。また、九世紀前半から一〇世紀後半までの讓位儀の実際を追うことで、『儀式』讓国儀のもつ歴史性を明らかにしたいと思う。

一 『儀式』讓国儀の特徴

『儀式』卷五、讓国儀に記された讓位儀礼の次第を順に書き上げると、以下のようになる。

- ①天皇は予め本宮を去り、百官を従えて御在所に遷る。
- ②（讓位儀の）三日前に固諸閔使を派遣する。
- ③当日平旦、太政官は式部省を召し、刀禰を会集せしむべきことを命じる。
- ④大臣は内記を召して讓位宣命を作らしめ、その草案を内侍を通して奉覽する。
- ⑤返賜の後、大臣は本所に復し、黄紙に（宣命を）清書させ、書杖に挿して祇候する。
- ⑥式部が親王以下の行立版を置き、中務が宣命版を尋常版の北に置く。
- ⑦諸衛は中儀を服し、主殿寮は御輿を便所に候し、式部は百官人を南門外に計引する（参議以上は門内に候す）。
- ⑧皇帝、南（御在所正殿）に御す。
- ⑨内侍臨みて大臣を召す。大臣唯称して宣命文を執る。宣命に堪える参議以上を定め、内侍を通して奉覽する。
- ⑩大臣、立ちて階下に候す。
- ⑪皇太子、（春宮）坊を出て（御在所に）入り、殿上の座に就く。
- ⑫大臣、升りて座に就く。
- ⑬左右近衛将曹各一人が近衛各二人を率いて南門を開く。
- ⑭大臣、舍人を喚す。親王以下参入等の儀、常の如し（親王以下五位以上は門内に列し、六位以下は門外に列す）。
- ⑮立定。大臣、宣命大夫を喚し、宣命文を授ける。（宣命大夫は）殿を下り、暫く便所に立つ。

①⑥大臣、同階を下り、庭中の列に就く。宣命大夫進みて版に就く。皇太子、座を起ちて立つ。

①⑦宣命大夫、宣制して曰く、「明神と大八洲国知らず天皇が御命らまると詔賜う大命を、親王等王等臣等百官の人等天下公民、衆もろ聞こし食さえ」と宣る。

①⑧親王以下唯称して再拜す。大臣以下唯称して舞う。宣命大夫、還りて本列に就く。

①⑨次に親王以下退出す。次に中務丞参入して版を取り退出す。近衛、閉門す。

②⑩今帝、南階より下り、階を去ること一許丈、拝舞す。

②⑪内侍、節剣を持ち（今帝に）追従す。

②⑫所司、御輿を供奉す。皇帝、辞して駕らず。衛陣警蹕す。

②⑬少納言一人、大舍人等を率いて、伝国璽櫃を持ち追従す。

②⑭次に少納言一人、大舍人・闈司等を率いて、鈴印鑰等を持ち、今上御所に進める。

②⑮次に近衛少将、近衛等を率いて、供御雑器を持ち、同所に進める。

②⑯訖りて今上、春宮坊に御す。衛陣の警蹕・侍衛、常の如し。

以上に掲げた『儀式』讓国儀の次第を注視すると、次のように大きな特徴があることが読み取れる。

まず第一に、天皇が予め本宮から退去し、百官を従えて御在所に遷移し、御在所の南（正殿）において讓位儀が奉行される点である。『儀式』が編纂された平安前期において、基本的に天皇の本宮は内裏内にあり、讓位後の御在所は宮外に営まれたから、予め宮外に退去した天皇が、御在所に皇太子を迎えて皇位を移譲する規定であった。

第二に、皇太子は春宮坊から御在所に移動し、讓位儀終了後に、皇位のレガリアである節剣・伝国璽櫃とともに百官を従えて春宮坊へ戻ることになっている点である。先帝から新帝への権力移譲を行う儀式の場を、宮外に存在する

先帝の御在所に設定し、新帝は春宮坊から儀場に来て、レガリアとともに春宮坊へ帰るという次第であった。

上記の二点は、先帝が居住し、権力行使の場とした内裏一郭を讓位儀の舞台からはずし、宮外の御在所で讓位儀を行っている点が注目される。内裏一郭から先帝の影響力を排除し、新帝が内裏の唯一の主人であることを明確化しようとしているのである。先帝から新帝への権力の移譲をめぐる紛糾し、朝廷が二所に分裂した平城讓位、嵯峨踐祚時の様相を再現させないための措置とみることができ、この讓位儀が案出された時代背景を示唆している。

第三に、讓位儀の三日前に固閑使を發遣することが規定されている点である。平安初期までの固閑は政変・動乱や天皇・太上天皇の死を契機として行われたが、弘仁十四年（八二三）の嵯峨天皇の讓位儀以降、讓位を事由に固閑が行われるようになる。¹このことも『儀式』讓国儀が成立した時期を考える手がかりとなろう。

第四に、儀式次第をながめると、讓位儀が行われた先帝御在所においては、あくまでも先帝が主役であり、新帝は一步下がった立ち位置にすることが注意される。親王以下百官が退出し、近衛が閉門したのち、新帝は南階より下り、庭上で先帝に対して拝舞した。拝舞は祝意・謝意を表す礼の形式で、天皇は朝覲行幸、臣下は叙位・任官などの際に、この儀礼を行った（『日本国語大辞典』）。また、新帝は用意された御輿に乗ることを辞し、歩行で帰途についており、御在所内においては天皇として振る舞うことを避けているのである。

儀式書では讓位宣命が出された直後から、皇太子などを「新帝」「今上」などと表現しているところから、讓位宣命によって皇位は移動したと解すべきで、神器の渡御よりは讓位宣命宣読の方が重要であるという意見がある。²しかし、『儀式』讓国儀の場合、そうした理解は適合しないであろう。讓位宣命が宣読されたのちも、天皇として振る舞うのは先帝で、新帝は臣下としての礼を取っている。新帝は先帝御在所を退去して、節劍・伝国璽櫃とともに春宮坊に戻った時点で、名実ともに天皇となるのである。その意味で、神器渡御の重要性を軽視するのは妥当ではない。

『儀式』讓国儀に定められた讓位儀礼の成立時期については、貞観期とみる説と弘仁期とみる説の二つが存在する。井上光貞氏は、この規定は『儀式』によつてはじめて定まり、それがはじめて実施されたのが清和讓位、陽成即位のときであるとする。³⁾佐野真人氏が、『儀式』の成立年代に関する所功氏説を根拠に、『儀式』讓国儀は幼主たる陽成天皇即位のために整備された可能性があると述べるのも、貞観期説に含めることができるであろう。⁵⁾

一方、土井郁磨氏は儀式書中の讓位儀諸項目として、固関使の發遣、讓位宣命（詔）、劍璽等渡御、新帝上表、新帝拜舞などをあげ、これらがやや出揃いはじめるのは大同四年の平城讓位、嵯峨踐祚時からであるが、弘仁十四年の嵯峨讓位、淳和踐祚時にはさらに固関使發遣、新帝上表も行われるなど、『儀式』讓国儀の内容とほとんど一致してくることから、讓位儀の本格的な成立は、嵯峨天皇讓位・淳和天皇受禪儀に求めるべきであり、この讓位儀こそその儀式書にまで受け継がれていく古儀・先例であったと結論づけた。⁶⁾内田順子氏も嵯峨讓位、淳和即位時は讓位儀式成立の重要な画期であるとするが、儀式の確立・制度化は次の淳和讓位、仁明即位時をまたねばならないと論じている。⁷⁾

貞観期説は『儀式』の成立年代を根拠とするものであるが、弘仁十一年（八二〇）成立の『弘仁式』が大宝元年（七〇一）から弘仁十年までに制定された式を編纂したものであったように、⁸⁾式や儀式の編纂年代は必ずしも個々の式文・儀式文の成立年代を割り出すための決め手とはならない。また、『本朝法家文書目録』所載の三代儀式の編纂に關しては、『弘仁儀式』は『弘仁式』に対応する儀式として編纂が企図されたが、結局完成せず、『儀式』と称する書が貞観期に作られ、これが延喜期に補訂されて、現在に伝えられたとする石塚一石氏説⁹⁾が説得的である。つまり、『儀式』が基本的に貞観期までの儀礼をまとめた書であることは認められるが、個々の儀式については、貞観期までの実例と対照しながら、やや幅広い年代で考えていく方が妥当であろう。

その意味では、土井氏や内田氏が平安時代の讓位儀の実施例を参照しながら、嵯峨讓位儀や淳和讓位儀が『儀式』讓国儀のモデルとなったことを指摘している点は注目される。橋本義彦氏も、『儀式』讓国儀は天皇が予め本宮を去り、百官を従えて御在所に遷ると規定しているが、これは嵯峨天皇が内裏から冷然院に遷り、淳和天皇が淳和院に遷御して讓位の儀を行ったのに該当すると述べている。¹⁰⁾

平城讓位から陽成讓位までの実施例を確認すると、嵯峨讓位から陽成讓位までは、いずれも先帝が内裏から退去し、内裏外の御在所において讓位儀が行われている（嵯峨は冷然院、淳和は西院〔淳和院〕、清和は染殿院、陽成は二条院に退去した）。これに対して、平城は大同四年（八〇九）三月二十四日に宮殿修理のためしばらく弁官庁に移らんとしたが、役夫一人が弁官南門より墜死したため、これを中止している。そして四月一日に、去春より寢膳不安であるとして、皇太弟神野親王に禪位し、翌日東宮に避御した。平城は讓位後に内裏から東宮に移っているが、讓位前に宮外の御在所に退去しておらず、御在所で讓位儀が挙行された訳でもないので、平城の讓位儀は『儀式』讓国儀の讓位規定と合致するものではない。

また、『儀式』讓国儀では、讓位儀終了後に新帝は歩行にて歸到し、御輿に乗ることを辞すとあるが、清和讓位儀では、皇太子（陽成）は九歳であったため、鳳輦に御して東宮に歸っており、これは『儀式』の規定と齟齬する。『儀式』讓国儀が陽成踐祚のために整備された式文であるとする、こうした不一致が起ることは考えにくい。讓位儀のために予め御在所に退去すること、固閑使を發遣すること、皇太子（皇太弟）が東宮より御在所に入り、東宮に帰ることなど、嵯峨讓位時の儀礼が『儀式』讓国儀ともっともよく符合する。こうした事実から考えても、『儀式』讓国儀は嵯峨讓位、淳和踐祚時の儀礼をモデルに制定されたと考えるべきであろう。

二 節劍と伝国璽

(1) 節劍

では、新帝に追従した節劍とはどのような神器をさすのであろうか。ことは神器の変遷をめぐる議論に関わる。養老神祇令踐祚条によると、踐祚の日には中臣が天神の寿詞を奏上し、忌部が神璽の鏡劍を奉承することになっていた。この制度は大宝令や淨御原令にまで遡る。⁽¹¹⁾このように令制においては、皇位継承時に相承された神器は鏡と劍であったが、これが平安時代初期に変化するとみるのが通説である。

『皇室制度史』第五巻は次のように述べている。⁽¹²⁾

神器相承の儀は、初めは鏡劍を上るの例なりしが、平安時代以後、宝鏡は特に之を宮中の別殿に奉安して動座し奉らず、劍と璽とを上るの例となりしことは、日本後紀大同元年三月十七日の条に、桓武天皇正殿に崩じ、皇太子安殿親王（平城天皇）哀みて起ちたまはず、……神璽及び宝劍の櫃を上りしこと見えたるに依り、之を知るを得べし。

これをうけて橋本義彦氏は、桓武崩御後、皇太子安殿親王のもとに「璽并劍櫃」が移されたが、璽は曲玉か印章かは別として、ここにはじめて劍と併称される璽が姿を現したのであり、以後、踐祚に際しては、神器のうち神鏡（宝鏡）を除いて、劍と璽の相承が行われるようになったと説いた。⁽¹³⁾内田順子氏も、レガリアの移譲について、平城天皇讓位以降レガリアの中から鏡がみえなくなるといふ。⁽¹⁴⁾

たしかに、踐祚儀において忌部が鏡劍を奉承することは、桓武・平城朝あたりから行われなくなり、同儀は大嘗祭

の方に移されたとするのが、現在でも有力な見方ではあるが、一方で、忌部による鏡劍奉上儀は嵯峨讓位時までは実施されており、嵯峨讓位時に大嘗祭の方に移されたとする説もあり、私は前稿において、この嵯峨讓位時移行説を支持した¹⁶。

鏡劍奉上儀が大同四年の嵯峨踐祚時まで行われていたとすると、桓武崩御後に安殿親王のもとに移された「璽并劍櫃」も鏡と劍の入った櫃とみる他はない。受禪踐祚時には鏡劍の授受が行われたのに、諒闇踐祚時には鏡以外の璽と劍が授受されたとは考えられないからである。平城踐祚時に劍璽渡御の制度が成立したことはたしかであるが、その劍璽とは劍と鏡であったとみなすべきである。

前述のように、養老神祇令踐祚条には、踐祚の日に中臣が天神の寿詞を奏上し、忌部が神璽の鏡劍を奉上することが定められていた。神祇令が「神璽の鏡劍」という場合の「璽」はシルシの意味で、これは鏡と劍をまとめて指し示す語であった。その意味では、鏡と劍のそれぞれを「璽」と表現することも可能となる。平城踐祚時の「璽并劍」は鏡と劍をさすとみて問題ないであろう。

平城天皇以後の踐祚儀で、神器のことに言及する記事を、諒闇踐祚と受禪踐祚に分けて一覧表にすると、次のようになる(表1・表2)。踐祚の際に授受される神器は、「天子神璽・宝劍」と表記される例が多いが、これらの場合も、神璽が鏡をさすとみることは可能であろう。何よりも、陽成讓位、光孝踐祚時には「天子神璽宝鏡・劍等」が新帝に相承された。これは「天子神璽の宝鏡・劍等」と読むべきであろうが、讓位儀で宝鏡と劍が新帝に伝えられたことを雄弁に物語るものである。橋本義彦氏や内田順子氏は、光孝のときにのみ鏡の動座がみえるのは、陽成の異常な退位に伴う特殊例だからとするが、「天子神璽宝鏡・劍等」は「例に依りて相従う」と明記されているので、光孝踐祚時に相承された神器も通例のものとする方がよく、陽成退位の特殊性を必要以上に強調するのは妥当ではあるまい。

表1 諒闇踐祚時の神器

文徳天皇	仁明天皇崩御の当日、天子神璽・宝剣・符節・鈴印等を献る
清和天皇	文徳天皇崩御の当日、天子神璽・宝剣・符節・鈴印等を皇太子直曹に奉る
宇多天皇	光孝天皇崩御の当日、天子神璽・宝剣・符節・鈴印等を皇太子直曹に奉る

〔出典〕 文徳踐祚は『日本文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）三月二十一日条、清和踐祚は『日本三代実録』天安二年（八五八）八月二十七日条、宇多踐祚は『踐祚部類鈔』。

表2 受禪踐祚時の神器

陽成天皇	皇太子、天子神璽・宝剣を受く
光孝天皇	①神璽宝鏡等、例に依りて相従う。…天子神璽宝鏡・劍等、今皇帝の二条宮に奉る ②天子璽綬神鏡・宝剣等を奉る
醍醐天皇	典侍春澄治子が璽劍・笏服・御物等を清涼殿の新帝に奉る

〔出典〕 陽成踐祚は『日本三代実録』（清和紀）貞観十八年（八七六）十一月二十九日条、光孝踐祚①は同（陽成紀）元慶八年（八八四）二月四日条、②は同（光孝紀）同日条、醍醐踐祚は『踐祚部類鈔』。

『帝室制度史』第五卷は、「新帝先帝と御在所を異にしたまふときは賢所も遷座す」と頭注を付して、『日本三代実録』元慶八年（八八四）二月四日条の陽成讓位記事を掲げている（二九一頁。本文二三九頁も参照）。これは陽成讓位儀が、陽成が移った二条院と光孝が入った東二条宮の二カ所で行われたことをいうのであろう。新帝と先帝が御在所を異にして挙行された讓位儀の場合、異例の賢所（神鏡）動座が行われたとみるのである。

しかし、陽成讓位儀は光孝が立太子することなく執行されたため、先帝と新帝が同一の御在所に顔を揃えて行うことはできなかつたが、東二条宮は二条院から東に数百歩という至近距離にあつた。¹⁸⁾二条院と東二条宮はほぼ同所であるとみてよく、先帝と新帝が御在所を異にして讓位儀が行われたことを強調すべきではなからう。陽成讓位儀も先帝が宮外の御在所に退去し、それとほぼ同所で新帝が神器を相承する、『儀式』讓国儀に準じた次第で挙行されたと考へるべきである。¹⁹⁾

私は前稿において、神祇令踐祚条に規定される中臣が天神の寿詞を奏上し、己部が神璽の鏡剣を奉上する踐祚儀は、平城讓位、嵯峨踐祚時までは行われていたが、嵯峨讓位、淳和踐祚時に踐祚儀から除かれて、大嘗祭辰日節会の方に移されたと結論づけた。そのように考えて大過ないとすると、劍璽渡御儀が成立した平城踐祚時以降にも、令制による神璽の鏡剣奉上儀は実施されており、これが嵯峨踐祚時まで継続されていたことが想定できる。また、嵯峨讓位時に『儀式』讓国儀のような讓位儀礼が定められた際に、レガリアの中核を変更する必要性はとくに認められないので、新帝に伝えられる「節剣」とは、「節」を「璽」と同じくシルシの意に解して、鏡と剣を意味するものと考えられるのである。

(2) 伝国璽

『儀式』讓国儀では、讓位儀終了後に、内侍が節剣を持って今帝に追従したのち、少納言一人が大舍人等を率いて、伝国璽櫃を持って追従することが定められている。節剣とともに新帝に従った伝国璽とは何をさすのであろうか。

これについては、次の史料が手がかりを与えてくれる。

①『小右記』長和五年（一〇一六）正月二十二日条

讓位式、從_レ大納言許被_レ見送也。先_レ是六_箇度被_レ送。聊有_二兩疑_一。改直亦被_レ送也。伝国璽不知_二何者_一。
仍尋_二其事_一、天長十年記見_二大刀啓_一。仍件就昨日送_レ之。即載_二或文_一了。

②『小右記』長和五年正月二十九日条

今日有_二讓国事_一。其儀見_二新式_一。……相待宝劍・神璽次第行列、前後陣及伝国璽・鈴印・漏剋等、如_二指図_一。

……少納言率_二左右近衛將監各一人及大舍人等_一、令_レ持_二大刀契櫃_一。……内侍二人進出受_二取宝劍・璽筥等_一、左
右將監相_二副伝国大刀啓櫃_一、付_二掃部女官_一。々々昇_レ之、納_二南池南舎_一、号書殿。

①②とも三条天皇讓位、後一条天皇踐祚に関わる記事であるが、①によると、讓位式にみえる「伝国璽」が何物であるのか不明であったので、そのことを尋ねたところ、「天長十年記」に「大刀啓（契）」とみえることから、伝国璽については大刀契と同じものであるとして、式文に載せることにしたという。②は讓位式当日の記事で、新たな讓位式文を転載したと思われる記文には、「伝国璽」のことが「大刀契櫃」とも「伝国大刀啓（契）櫃」とも書かれている。この『小右記』の記載から、讓位式にみえる伝国璽とは大刀契のことをさし、そのことは天長十年の淳和天皇讓位儀の記録にも記されていたことがわかる。

伝国璽とは秦から漢・後漢に伝えられた方罍四寸（一辺一寸）の白玉の印をさし、その印文は「受命于天、既寿永昌」であった。『後漢書』礼儀志には、

大尉升_レ自_二阼階_一、当_二枢御座_一、北面稽首、読_二策_一。畢、以_二伝国璽綬_一、東面授_二皇太子_一、即_二皇帝位_一。

とあり、後漢では先帝の柩前で大尉が策を読み、伝国璽綬を皇太子に授けることで、皇帝の即位が実現したという。栗原朋信氏は、伝国璽が秦から漢の諸帝に伝えられ、王莽から後漢に伝えられたという伝承を疑問視し、伝国璽は後

漢の光武帝ころから実在するようになったと考えられている。⁽²⁰⁾

一方、好並隆司氏は、伝国璽という名称は後漢代にはじまるが、帝位相承に必要な玉璽は秦代から存在し、殿中では皇帝がこの璽を帯びていたという。晋代以降は類似する印璽が製作されて、真の伝国璽かどうかは判然としなくなったという。⁽²¹⁾ また、隋は伝国璽を受命璽と改称し〔隋書〕高祖紀、開皇二年五月甲子条)、唐は天宝年中(七四二〜七五六)に璽を宝と改め、さらに伝国宝を承天大宝と改めた〔唐書〕車服志⁽²²⁾。唐では皇帝佩璽は行われず、殿内に安置されるようになった。⁽²³⁾

このように伝国璽は秦漢代に起源する玉印で、皇帝位に関わるレガリアであったが、前述したように、平安時代以降、日本では大刀契を伝国璽とみなすようになった。節劍(鏡劍)に次ぐレガリアとして大刀契を位置づける際に、その名称として後漢代に遡る中国のレガリアの名称を借用したのであろう。

大刀契とは大刀と契の二種をさす総称で、刀劍類と魚符とから構成され、皇位継承儀で用いられるレガリアの一つとされてきた。少なくとも一〇世紀前半以降、この大刀契は神鏡とともに内裏の温明殿に安置されていた。『本朝世紀』天慶元年(九三八)七月十三日条によると、この年は春初より災異が頻発し、四月以降、地震や洪水が起ったので、卜筮の結果、主上慎みのため、居所を常寧殿から綾綺殿へ移すこととなり、綾綺殿とこれに隣接する温明殿を修理するため、温明殿に収納されていた内侍所(神鏡)を後涼殿へ遷すことになった。このとき左右近衛将監が近衛を率い、掌侍・内史が従うなか、斎辛櫃二合と細櫃等五合を後涼殿に移したが、斎辛櫃二合には伊勢大神の分身があり、細櫃五合のなかに大刀契櫃が含まれていたという。

天徳四年(九六〇)にはじまる平安宮内裏の焼亡記事中に、大刀契は温明殿において宝鏡とともに焼損したことが詳しく書かれている。『村上天皇御記』天徳四年九月二十四日・二十五日条(『小右記』寛弘二年十一月十七日条所引)

には、焼跡のなから太刀四柄、雑劍四〇柄（このなかに節刀が含まれる）、金銀銅製の魚符契計七四枚（発兵・解兵符其国、其官などの銘文があった）がみつかったとある。また、宮内庁書陵部所蔵九条本『諸道勘文 神鏡』第一卷や第二卷²⁴が引く推定「外記日記」天徳四年十月三日条逸文によると、大刀四八柄が清涼殿より、大刀四四柄（このなかに節刀が含まれる）が温明殿より求め出されたが、契七四枚のうち、八枚は金製、一四枚は銀製、五二枚は銀塗物であり、いずれも長さ二尺余の魚形で、背中から二つに分かれ、それぞれ銘文があったという²⁵。

『中右記』嘉保元年（一〇九四）十月二十六日条が引く長徳三年（九九七）五月二十日藏人信経私記によると、天徳内裏焼亡時に焼損した御劍卅四柄^{卅四}のなかに靈（靈劍カ）と名付ける二腰があり、うち一腰は破敵、一腰は守護であった。破敵は大将軍を遣わすときに給う節刀、守護は御所に置いておくもので、いずれも百済国が献じたものであると伝えられていた。以上を要するに、温明殿には齋辛櫃二合と細筆等五合が安置されていたが、前者には神鏡が収められ、後者には大刀契櫃が含まれていた。大刀契櫃には節刀を含む太刀・雑劍など四四柄、「発兵符其国」「解兵符其国」などと書かれた魚符七四枚が収納されていた。魚符は銘文からみて固閑・開閑の際に使用された閑契とみられる。節刀や閑契は天皇大権に関わる宝器に準じるものであるから、少なくとも一〇世紀前半には、神鏡に次ぐ国家の宝器として大刀契が温明殿に収納されていたことが判明するのである。

さて、『儀式』讓国儀には、讓位儀において節劍（鏡劍）とともに伝国璽（大刀契）が新帝に伝えられることが規定されていた。この『儀式』讓国儀の儀礼が嵯峨讓位時の弘仁十四年まで遡ることは前述した通りである。そのことは嵯峨讓位以降の皇位継承記事からも確認することができる。前掲した表1をみると、諒闇踐祚の場合、仁明崩御の当日、文徳のもとに「天子神璽・宝劍・符節・鈴印等」が献上され、文徳崩御の当日、「天子神璽・宝劍・節符・鈴印等」が清和のもとに奉上され、光孝崩御の当日、宇多のもとに「天子神璽・宝劍・符節・鈴印等」が奉上されてい

る。ここにみえる「符節」「節符」は魚符と節刀をさし、大刀契のことを意味する。『儀式』讓國儀は受禪踐祚の際に節劍や伝国璽（大刀契）を授受することを定めたものであるが、これは自動的に諒闇踐祚時にも適用され、先帝崩御後の劍璽渡御の際に、天子神璽・宝劍とともに符節（大刀契）が相承されることになったのであろう。

その意味では、大刀契が皇位継承時のレガリアに加えられたのは嵯峨讓位時のことで、これ以降、受禪踐祚の場合にも、諒闇踐祚の場合にも、節劍（鏡劍）とともに大刀契が皇位を示すレガリアとして授受されたものと考えられる。逆にいえば、嵯峨讓位以前には大刀契がレガリアとして授受されることはなかったということになる。皇位のレガリアとしての大刀契の起源を嵯峨朝以前に遡らせる議論もあるが、⁽²⁶⁾そうした見方は再検討の必要がある。

嵯峨讓位時に大刀契がレガリアとして加えられたのは、儀礼の唐風化と関わることであろう。『大唐六典』巻八、符宝郎によると、唐では門下省管下の符宝郎が天子之八宝（神宝・授命宝⁽²⁷⁾など）と国之符節（銅魚符・伝符など）を管掌した。大朝会には宝を捧げて御座に進め、車駕行幸には宝を奉じて黄鉞（天子に従う黄金の鉞）に従うとあり、また今は元正朝会には神宝と受命宝を進め、行幸には八宝を合わせて五輦となし、函籙封盛して従うともある。また、国に大事あらば符節を出納するともある。唐では元正朝会や行幸には二宝もしくは八宝が従駕し、国家大事には符節を出納することになっていたのである。

令制下の日本の踐祚儀では、おそらく内裏正殿で鏡劍が授受されたが、それ以外のレガリアは使用されていなかった。平安時代になってから儀礼唐風化のなかで、伝国璽（大刀契）がレガリアに加えられたのであろう。嵯峨讓位時には天皇が本宮を去り、御在所に行幸して讓位儀を行う制度が定められた。このため、唐の元正朝会や行幸時に八宝または二宝が従駕し、国家大事に符節を出納する制度を参照して、節劍（鏡劍）以外に大刀契（伝国璽）をレガリアに加え、複数のレガリアが天皇に従駕し、これが新帝に授与される唐風の儀礼を創出したものと考えられる。

三 宇多天皇以降の讓位儀

『儀式』讓位儀の規定は陽成讓位時まではおおむね遵守され、先帝が予め退去した宮外の御在所において讓位儀が実施されていた。しかし、宇多天皇の讓位儀以降、そうした原則は守られなくなり、讓位儀は内裏内で挙行されるようになった。宇多・醍醐・朱雀・冷泉四代の讓位儀については、断片的な史料しか残されておらず、その全体像を復原するのは困難であるが、以下、各史料を読み解きながら、その概略をまとめてみたい。

(1) 宇多讓位、醍醐踐祚

敦仁親王（醍醐）は元慶九年（八八五）正月に誕生し、寛平五年（八九三）四月二日に九歳で立太子した。同年四月二十六日に東宮に入る。同九年七月三日、一三歳で元服し、その日に宇多天皇の譲りを受けて踐祚した。『日本紀略』『扶桑略記』裏書、『踐祚部類抄』などを参照すると、皇太子は東宮から内裏に入り、午二刻、清涼殿において宇多天皇出御のもと加元服儀が行われ、皇太子はいったん清涼殿（の休所か）に還った。午三刻、宇多天皇が紫宸殿に出御して、皇太子への讓位儀が挙行され、讓位宣命が宣読された。讓位儀ののち、醍醐は未刻に清涼殿に還り、宇多は申刻に弘徽殿に還った。璽劍・笏服・御物などは典侍春澄治子によって清涼殿の新帝のもとに運ばれた。

宇多の讓位にあたって、天皇は内裏外の御在所に退去せず、内裏内の紫宸殿において讓位儀が行われた。在位中の宇多は清涼殿を常居としたので、讓位儀に際して、宇多は常居から退去して弘徽殿に移り、讓位儀終了後に弘徽殿に還ったようである。宇多はその後、八月九日に東三条院に遷り、翌年二月十七日には朱雀院に移った。宇多讓位儀は六〇余年ぶりに内裏内で讓位儀礼が挙行される例となったが、讓位時に先帝が本宮を去り、宮外の御在所に移るという規定は、内裏内の清涼殿から弘徽殿に退去し、約一ヵ月後に宮外に遷移するというような、一部に変更を加えた形

で踏襲されたのである。

(2) 醍醐讓位、朱雀踐祚

寛明親王（朱雀）は延長元年（九三三）七月に誕生し、同三年十月二十一日に三歳で立太子した。翌年以降、母后とともに飛香舎より桂芳坊、弘徽殿などに移っている。醍醐天皇は清涼殿を常居としていたが、延長八年（九三〇）六月二十六日に雷震があつたため、七月二日に常寧殿に移り、八月二十二日、危篤に陥つたため、にわかに皇太子に讓位した。『日本紀略』『扶桑略記』裏書、『西宮記』所引『吏部記』『踐祚部類抄』などによると、讓位儀の当日、醍醐は方忌のため麗景殿に移った。八歳の皇太子は弘徽殿を東宮御所としていたが、当日に母后とともに宣耀殿に遷った。麗景殿にいた醍醐は、藏人二人に劍璽宮を執らせて内侍に授け、重明親王に命じて「早く宣耀殿に参りて奉れ」との詔を述べさせると、内侍二人が劍璽宮を皇太子のいる宣耀殿に運んだ。このあと新帝は宣耀殿が狭小との理由で、弘徽殿に遷った。醍醐は七日後の八月二十九日に崩じている。

以上の史料からみると、醍醐の讓位儀は麗景殿から宣耀殿への劍璽移動のみで終わったように見えるが、『北山抄』卷五、讓位事にまとめられた南殿儀には、「延長八年」の例が注記されているため、醍醐の讓位儀は南殿で行われたと考えざるをえない。

醍醐の讓位儀でも、先帝は宮外の御在所に退去せず、讓位儀は内裏内の南殿・麗景殿・宣耀殿などで行われた。醍醐が危篤に陥つたこと、朱雀が八歳の幼帝であつたことから、先帝はもちろん、新帝も南殿に姿を現したとは思われない。南殿で讓位宣命を読む儀などが行われる一方、麗景殿にいる醍醐のもとから宣耀殿にいる朱雀のもとに劍璽宮を運ぶという変則的な儀礼が行われたものと思われる。この場合も、先帝が常居から別所に移った上で讓位儀が行われているのは、本宮を退去するという形式を踏襲しているからであろう。

(3) 朱雀讓位、村上踐祚

成明親王（村上）は延長四年（九二六）六月、桂芳坊で誕生し、天慶七年（九四四）四月二十二日に皇太弟となつたのち、同九年四月二十日、朱雀天皇の譲りを受けて二一歳で踐祚した。朱雀の常居は綾綺殿であつたが、讓位儀にあつて弘徽殿に移つたのであろう。讓位儀は南殿で行われたようである（『踐祚部類鈔』）、讓位宣命と尊号詔書が出され（『貞信公記』『日本紀略』）、典侍・掌侍各一人が新帝に劍璽を奉つた（『踐祚部類鈔』）。成明親王の東宮御所は承香殿にあつたようで、ここから南殿の儀にのぞみ、承香殿に帰つたものと思われる。先帝は南殿の儀終了後、弘徽殿に帰り、七月十日に皇太后藤原穩子とともに朱雀院に移つた（『御産部類記』所引「九条殿記」天曆四年六月二十六日条、『貞信公記』『日本紀略』）。

(4) 冷泉讓位、円融踐祚

守平親王（円融）は天徳三年（九五九）三月に誕生し、康保四年（九六七）九月一日に冷泉天皇の皇太弟となつた。安和二年（九六九）三月十一日に昭陽舎より凝華舎に移り、同年八月十三日に冷泉の譲りを受けて十一歳で踐祚した。『日本紀略』『踐祚部類抄』『代始和抄』などによると、讓位儀は襲芳舎で行われ、新帝は内侍が運ぶ劍璽とともに凝華舎に帰り、先帝は弘徽殿に遷つた。父から子への讓位ではないため、新帝の辞讓上表儀は行われた。先帝は八月十六日に冷泉院に移っている。

冷泉から円融への讓位儀も、前代と同じく内裏内で行われたが、もはや南殿は儀場としても使用されず、讓位儀は後宮のある襲芳舎で行われた。儀式終了後に新帝は凝華舎へ帰り、先帝は弘徽殿に移つた。宇多・朱雀・冷泉三代の讓位儀において、先帝はいずれも弘徽殿に遷っているので、ここが先帝が常居から一時的に退去する殿舎と定められていたのであろう。

以上、宇多・醍醐・朱雀・冷泉の讓位儀について検討したが、宇多以降は先帝が内裏外の御在所に退去することなく、内裏内で讓位儀が行われていることがわかる。宇多・醍醐・朱雀の讓位儀は紫宸殿で挙行されたが、天皇の危篤や幼帝踐祚のために、先帝・新帝とも南殿に出御せず、後宮地域の殿舎で劍璽相承が行われる場合があった。こうした趨勢のなか、冷泉の讓位儀は南殿ではなく、襲芳舎で挙行された。その場合でも、先帝は常居からいったん別所（弘徽殿）に移って讓位儀を行い、一定の期間を経て、宮外の御在所へ移っていることは、『儀式』讓国儀の本宮退去規定を意識したものと見えよう。

天徳四年（九六〇）の内裏焼失とそれ以降の度重なる内裏焼亡は、里内裏の盛行をもたらし、在位時の皇居（里内裏）が讓位後の上皇御所に充てられることが増え、讓位儀もその里内裏で挙行されることになった。円融讓位、花山踐祚儀は円融の里内裏たる堀川院で行われ、終了後に新帝は新造内裏に入った（『日本紀略』永観二年八月二十七日条）、三条讓位、後一条踐祚儀は三条の里内裏たる枇杷殿で行われ、新帝は劍璽とともに新帝御在所たる皇太后の上東門院に移った（『日本紀略』長和五年正月二十九日条、『十三代要略』『歴代皇紀』）。

里内裏で行われる讓位儀は、平安宮外で行われる儀礼であるという点で、『儀式』讓位儀の規定に合致するが、先帝は常居を退去せず、常居で讓位儀を行うという点で、『儀式』讓位儀とは決定的に異なっている。内裏の度重なる焼亡により、先帝も新帝も宮外の廷臣第を改造した里内裏を常居とするようになったため、先帝が本宮を退去し、新帝に内裏を明け渡すという儀礼が無意味になったのである。円融讓位儀以降、皇位繼承儀礼は新たな段階に入ったということができよう。

『西宮記』卷一一、天皇讓位事には、天皇が南殿（紫宸殿）に出御して行われる讓位儀の次第が定められている。『北山抄』卷五、讓位事の次第も同様である。これらは一〇世紀の実例を踏まえて、御在所への退去規定を削除し、内裏

南殿出御儀に改訂したものと見える。ただし、南殿での讓位儀は宇多・醍醐・朱雀の讓位時に行われたが、冷泉讓位儀は襲芳舎で挙行された。また、円融讓位儀以降、讓位儀は先帝の里内裏で行われるようになった。『江家次第』巻一四、御讓位が南殿儀とは別に、「幼主儀」として新帝御所に劍璽を進めることを定め、「其の儀、行幸の如し」と書いているのは、円融讓位儀や三条讓位儀の様相をうけたものということができよう。⁽²⁹⁾

橋本義彦氏は、嵯峨・淳和らの上皇が讓位に先立って宮中より外宮に遷御したのは、『儀式』讓国儀の定めるところとよく合致しており、それは陽成叙位儀でも同様であったと指摘する。⁽³⁰⁾ 内田順子氏は、『儀式』讓国儀と『西宮記』以下の儀式書記載の讓位儀を対照し、また『儀式』讓国儀と六国史などに所載の讓位記事を対照した結果、陽成讓位、光孝即位時までは、讓位の場所は原則として天皇の退去場所で行われており、これは『儀式』讓国儀の条文に対応するが、一〇世紀以後、皇太子が内裏内に居住し、讓位儀の際に移動する必要がなくなったため、宇多讓位、醍醐即位以後、讓位儀式は内裏内で行われるようになったことを明らかにした。⁽³¹⁾ 内田氏によると、寛平九年（八九七）の宇多讓位儀以後、讓位儀は儀式の中心部分を除いて大きく改変されているので、『儀式』讓国儀を検討するということは、すなわち九世紀の王位就任儀礼の一つである讓位儀式を考察することを意味するということ。

橋本・内田両氏の総括は的確なもので、『儀式』讓国儀の特徴的な本宮退去儀礼は陽成讓位儀までおおむね継承されたとみてよい。このような特異な讓位儀が立制された契機は、後述するような葉子の変による政治的混乱があるが、さらにその奥には皇位継承をめぐる非直系相承の確執が存在したと考えられる。すなわち、上皇と天皇の関係は、両者が父と子、母と娘というような直系尊属関係にある場合は、おおむね良好に保たれるが、そうでない場合には容易に混乱をもたらしたため、⁽³²⁾これを防止する手立てを講じる必要があったのである。

太上天皇の御在所は奈良時代まではおおむね内裏内にあった。元明上皇が平城宮中安殿で崩じ、元正上皇が平城宮

中宮西院の寢殿で崩じ、孝謙上皇が一時淳仁天皇と同所に居住していたことなどが、そのことを示している。⁽³⁵⁾しかし『儀式』讓国儀では、讓位儀に先立って先帝が御在所に退去することを定めており、平安前期の上皇は多く宮外の御在所をその居所とするようになった。こうした上皇御所の変化にはどのような背景があるのか。問題は天皇と太上天皇の権力をめぐる議論に関係してくる。

岸俊男氏は、八世紀には太上天皇の死後に皇位をめぐる紛争が起きていることから、太上天皇にも政治的権限があり、皇権の所在には複雑なものがあつたとした。⁽³⁴⁾春名宏昭氏は、日本律令では唐令にない「太上天皇」の規定を設けたことにより、讓位後の天皇が自動的に天皇大権を掌握することを保証したと述べる。⁽³⁶⁾橋本義彦氏は、令制の太上天皇の地位はおおむね天皇に准ずるものであつたと説いている。⁽³⁶⁾

一方で仁藤敦史氏は、太上天皇は尊称などの点で天皇に準ずることは規定されているが、文書行政や官人制などに関与する統治権の総覧者という役割は規定されていないという。⁽³⁷⁾瀧浪貞子氏も、上皇は天皇に准ずべき待遇を受けたものの、法制上は天皇の次位に規定された存在であつたと論じている。⁽³⁸⁾上皇が自動的に天皇と同等の大権を保持するとの見方には従いがたく、上皇は通常は天皇の次位に位置付けられる存在であつたとみるべきであろう。

ところが、葉子の變の前夜には、平城上皇が平城旧都に遷居したことから、外記や左馬寮・酒部・水部などの官僚機構が分局して、上皇に追従した。さらに上皇が平城遷都を命じたことで、「二所朝廷」という異常事態を出来させた。兄から弟への皇位継承時に、天皇大権の移譲が十分に行われない事態が出現したのである。嵯峨はこのときの教訓から、讓位以前に内裏から宮外へ退去することによって、天皇大権を放棄することを表明し、新帝が内裏の唯一の主人であることを保証するとともに、上皇と百官との直接的関係を切断することにした。⁽³⁹⁾同時に儒教的な父子関係を確認するために、天皇が先帝に太上天皇の尊号を宣下する制度を創始したのである。⁽⁴⁰⁾

嵯峨は葉子の変の教訓から、兄から弟への皇位継承のような、非直系相承による讓位の場合、先帝から新帝への権力移讓をスムーズに行わせるため、予め本宮から退去し、御在所へ遷移する次第を定め、これが『儀式』讓国儀に式文化された。しかし、父から子への直系尊属関係による讓位の場合、とりわけ父から幼帝への讓位の場合、『儀式』讓国儀のような本宮退去規定は不要なものであった。宇多讓位儀以降、父から子への直系相承が定着し、その多くが幼帝への皇位継承であったことから、讓位儀は内裏内で挙行されるようになった。さらに円融讓位以降は、里内裏が讓位儀の場となり、先帝の本宮退去はまったく行われなくなった。『儀式』讓国儀は葉子の變の記憶が残る九世紀前半に特有の特異な讓位儀礼を定めた規定であったということができよう。

おわりに

以上に述べてきたところを要約すると、次のようになる。

一、『儀式』巻五、讓国儀は平安初期の讓位儀礼を定めた貴重な史料であるが、固閑使を發遣したのち、天皇が予め本宮（内裏）を退去し、宮外の御在所に皇太子を迎えて、節劍・伝国璽の授受を行うなど、特徴的な次第が規定されていた。この讓国儀の成立時期については、貞観期説と弘仁期とが存在するが、土井郁磨・内田順子両氏の説くように、嵯峨讓位、淳和踐祚時の儀礼とよく一致するところから、『儀式』讓国儀は嵯峨讓位儀をモデルに制定されたと考ええるべきである。

二、『儀式』讓国儀にみえる節劍には神鏡が含まれていないとする説が有力であるが、前稿で述べたように、忌部による鏡劍奉上儀礼が嵯峨踐祚時まで行われていたとすると、平城踐祚時に相承された「璽并劍」は鏡と劍をさすのみる他はない。また、陽成讓位儀では「天子神璽宝鏡・劍等」が「例に依りて」光孝に伝えられた。陽成讓位儀の

特異性を強調するのは妥当ではなく、少なくとも陽成讓位儀までは、讓位儀で鏡劍が授受されていたと考えられる。したがって、節劍も節を璽と同じくシルシの意に解して、鏡と劍を意味するものとみるべきであろう。

三、『儀式』讓国儀にみえる伝国璽は大刀契をさし、刀劍類と魚符とからなるレガリアであった。中国では秦漢代から帝位継承時に白玉の印が授受され、やがて伝国璽と称されるようになった。令制下の日本では皇位を相承するためのレガリアは鏡劍のみであったが、平安時代における儀礼唐風化の流れのなかで、嵯峨讓位時に新たなレガリアとして大刀契が加えられ、これに中国の伝国璽から名称を借用したものとみられる。

四、『儀式』讓国儀の規定は陽成讓位儀まではおおむね遵守されたが、宇多讓位儀以降、先帝が宮外に退去することはなくなり、讓位儀は内裏内で挙行されるようになった。これをうけて、『西宮記』『北山抄』では内裏南殿で行われる讓位儀が規定されたが、冷泉讓位儀は襲芳舎で挙行され、円融讓位儀は里内裏の堀川院で行われるなど、若年や幼年での踐祚が通例化するにつれて、後宮や里内裏で讓位儀が行われる例が増え、『江家次第』では新帝御所に神器を進める「幼主儀」としての讓位儀が記載されるようになった。

五、『儀式』讓国儀は葉子の變の教訓から、兄から弟への皇位継承時などに先帝から新帝への権力移譲を円滑に行うための手立てを盛り込んだものであったが、九世紀末以降、父から子への直系相承が定着すると、先帝の宮外退去規定などは不要なものとなり、新たな讓位儀が制定されるようになる。

弘仁九年には天下儀式・男女衣服などを唐法に改めるとともに、殿閣諸門の名号を唐風に改め、跪礼・拍手が立礼・舞踏に改定された。こうした嵯峨朝の唐風化政策は皇位継承儀礼にも波及し、踐祚時に中臣・忌部が奉仕する令制の儀礼は、両氏が関与しない唐風の儀礼に改定されたものと思われる。弘仁九年以降、最初の踐祚儀である嵯峨讓位儀において新儀礼は実施され、やがて『儀式』讓国儀として式文化されたのであろう。

踐祚儀から除かれた忌部の奉仕は大嘗祭の方に移されたが、忌部による鏡剣奉上儀礼は天長十年の仁明天皇の大嘗祭以来停止された。たやすく重物を御所より下給するのは危険という理由からである（『北山抄』巻五、大嘗会事）。忌部の鏡剣奉上儀礼は弘仁十四年の嵯峨讓位、淳和踐祚時に踐祚儀から大嘗祭に移されたが、結局、大嘗祭ではこの一回挙行されたのみで、仁明大嘗祭以降、長く停廃されたことになる。

前述したように、嵯峨讓位儀以来、天皇は本宮を退去して、宮外の御在所に移り、ここで神器の相承が行われた。神器は内裏から御在所まで運ばれ、さらに東宮まで運ばれたのちに、やがて新帝とともに内裏に戻った。こうした讓位儀礼は、神器が内裏外に出る機会を作ること、損傷・逸失などの危険性を増すことになったであろう。淳和天皇の大嘗祭一回のみで忌部の鏡剣奉上儀が停止されたのは、讓位儀終了後にさらに内裏から神器を出すことの危険性が認識されたためと思われる。

『儀式』讓国儀は平安前期に特有の皇位継承の課題を解決するために案出された讓位儀礼であったが、神器を内裏外に運び出すことを定めていたために、大嘗祭に移した忌部の鏡剣奉上儀礼をまもなく停止させる要因ともなった。この特徴的な讓位儀礼は陽成讓位儀まではおおむね守られたが、やがて幼帝への直系相承が定着するとともに、儀礼の中核は大きく改変されることになったのである。

注

- (1) 仁藤智子「固関儀の展開と王権」（『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (2) 土井郁磨「讓位儀」の成立」（『中央史学』一六、一九九三年）一五〜一九頁、内田順子「讓国儀」の検討」（岡田精司編『古代祭祀の歴史と文学』塙書房、一九九七年）四九頁。
- (3) 井上光貞『日本古代の王権と祭祀』（東京大学出版会、一九八四年）九六〜九八頁。

- (4) 所功「儀式」の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年)。
- (5) 佐野真人「讓国儀」儀式文の成立と変遷」(『神道史研究』六五—二、二〇一七年) 五九頁。
- (6) 土井郁磨注(2) 論文二三—二四頁、三八—三九頁。
- (7) 内田順子注(2) 論文五〇頁。
- (8) 虎尾俊哉「弘仁式」(『国史大系書目大系』上、吉川弘文館、一九七一年、鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」(『律令国
家史の研究』塙書房、二〇〇八年)。
- (9) 石塚一石「三代儀式の成立について」(『日本上古史研究』七一—、一九六三年)。
- (10) 橋本義彦「即位儀礼の沿革」(『日本古代の儀礼と典籍』青史出版、一九九九年) 一七頁。
- (11) 井上光貞注(3) 著書六四—六九頁。
- (12) 帝国学士院編『皇室制度史』第五卷(ヘラルド社、一九四二年) 一二七—一二八頁。
- (13) 橋本義彦注(10) 論文一六頁、二二頁。
- (14) 内田順子注(2) 論文六〇頁。
- (15) 和田英松「御即位式及び大嘗祭の沿革」(『国史国文之研究』雄山閣、一九二六年)。
- (16) 西本昌弘「踐祚・即位と即位儀礼の二段階」(『日本古代の儀礼と神祇・仏教』塙書房、二〇二〇年)。
- (17) 橋本義彦注(10) 論文二一頁、内田順子注(2) 論文六〇頁。
- (18) 鴨野有佳梨「陽成讓位儀式と光孝の即位」(『古代史の研究』一六、二〇一〇年)。
- (19) 『皇室制度史』第五卷、一三八頁には、上皇が賢所(神鏡)と同殿することを憚ることの由縁として、『長秋記』保延元年(一一
三五)六月七日条の、「内侍所御在所上皇不渡給事、(中略)陽成院禪位後、有入三大内^ノ之志^上、為^レ御示^{御力}此事、始所^レ成之儀也(後
略)」という記事をあげているが、これは陽成が讓位後に内裏に入ろうとしたため、上皇と内侍所(神鏡)は同殿すべからずとい
う理由から、これを拒否したことを意味する。上記『長秋記』の後略部分には、延喜帝が御薬の間、寛平上皇が入内せんとしたが、
先例なしとして入内しなかったことなどが記されている。以上の陽成上皇、宇多上皇の件は、讓位後に上皇が入内した(神鏡)の安
置されている内裏に入ることを忌避した例で、讓位儀に際して先帝もしくは新帝のいる御在所に神鏡を運ぶことを述べたものでは
ない。したがって『長秋記』の記事を、陽成の讓位時に神鏡が相承されたことの特異性を示す傍証とすることは不適当である。

- (20) 栗原朋信「文献にあらわれた秦漢璽印の研究」(『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年)。
- (21) 好並隆司「伝国璽再考」(『史学研究』二四九、二〇〇五年)。
- (22) 駒井義明「伝国璽について」(『芸林』一四二、一九六三年)。
- (23) 好並隆司注(21)論文三二頁。
- (24) 九条本『諸道勘文 神鏡』第一巻は、神戸航介・杉田建斗「宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本『諸道勘文 神鏡』第一巻の紹介と基礎的考察」(『東京大学日本史研究室紀要』二三、二〇一九年)に、第二巻の大半は、高田義人・臼井和樹「九条本『諸道勘文 神鏡』所収の寿永二年勘文について」(小原仁編『変革期の社会と九条兼実―玉葉』をひらく)勉誠出版、二〇一八年)に、それぞれ翻刻されている。
- (25) 『日本紀略』天徳四年十月三日条には、「太刀卅八柄之中、四柄自清涼殿求出之。卅四柄自温明殿求出之。其中有節刀」とあり、「之中、四柄」という字句が加えられている。しかし、『諸道勘文 神鏡』の第一巻と第二巻に引かれる推定「外記日記」逸文には、ともに「之中、四柄」の字句は記されていないので、この四字は『日本紀略』が誤って付加した字句と判断する。
- (26) 大石良材「大刀契」(『古代王権の成立』塙書房、一九七五年)と岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開」(『古代祭祀の史的展開』塙書房、一九九二年)は、百済滅亡後に百済王の宝剣⇨大刀契を収用して、日本国王の即位儀で継承されるようになった説く。また、伴信友「大刀契考」(『伴信友全集』二、国書刊行会、一九〇七年)が平城踐祚時に行われた劍璽渡御の剣は大刀契であるとしたのをうけて、上田正昭「荒神谷神庭遺跡と藤ノ木古墳」(『古代伝承史の研究』塙書房、一九九一年)は、百済王氏に伝来した大刀契が桓武朝頃に宮中に入ってレガリアになったとし、笠井純一「大刀契と即位儀礼」(『続日本紀の時代』塙書房、一九九四年)は、桓武が百済王氏から宝剣を召し上げ、大刀契を皇位継承儀礼に用いたとし、矢野建一「日本古代の「郊祀之礼」と「大刀契」」(『日本古代の宗教と社会』塙書房、二〇一八年)は、桓武が交野で行った郊祀の場で百済王氏から大刀契が奉られ、「新王朝」の踐祚儀礼の宝器となったとする。
- (27) 宇多天皇以下、歴代天皇の常居については、詫間直樹編『皇居行幸年表』(続群書類従完成会、一九九七年)を参照した。
- (28) 宮内庁『皇室制度史料』太上天皇二(吉川弘文館、一九七九年)三頁。
- (29) 春名宏昭「平安期太上天皇の公と私」(『史学雑誌』一〇〇一三、一九九一年)三九頁は、三条讓位儀が「江家次第」の幼帝儀と同じ次第で行われたことを指摘しているが、同様の「行幸儀」による讓位儀は円融讓位儀に遡る可能性があると思われる。

- (30) 橋本義彦「後院について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年) 一六〇～一六一頁。
- (31) 内田順子注(2) 論文四七～四八頁。
- (32) 仁藤敦史「律令制成立期における太上天皇と天皇」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年) 四一頁。
- (33) 宮内庁『皇室制度史料』太上天皇二(吉川弘文館、一九七九年) 一～二頁。
- (34) 岸俊男「元明太上天皇の崩御」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年)。
- (35) 春名宏昭「太上天皇の成立」(『史学雑誌』九九―二、一九九〇年)。
- (36) 橋本義彦「薬子の変考」(『平安貴族』平凡社、一九八六年) 五八頁。
- (37) 仁藤敦史「太上天皇制の展開」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年) 五〇頁。
- (38) 瀧浪貞子「薬子の変と上皇別宮の出現」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、一九九一年) 二六一頁。
- (39) 鈴木景二「日本古代の行幸」(『ヒストリア』一二五、一九八九年) 四一頁、春名宏昭注(29) 論文五六頁、仁藤敦史注(37) 論文五六四～五六六頁。
- (40) 笥敏生「太上天皇と律令国家機構」(『古代王権と律令国家』校倉書房、二〇〇二年) 一四四頁。